

# 福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）及び令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・障0630第1号・老0630第1号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3（1）、（3）及び（4）に定める感染拡大防止や障がい分野の職員の支援等を行うことを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における定義は、次に定めるところによる。

### (1) 通所系サービス事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労定着支援並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。

### (2) 障がい者施設等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい者支援施設及び共同生活援助並びに児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設をいう。

### (3) 訪問系サービス事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び自立生活援助並びに児童福祉法に基づく保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援をいう。

### (4) 相談系サービス事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援並びに児童福祉法に基づく障がい児相談支援をいう。

### (5) 地域生活支援事業

障がい福祉サービスに準じる地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業及び基幹相談支援（市町村事業）並びに盲人ホーム、福祉ホーム及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（都道府県事業）をいう。

(6) 在宅サービス事業所

通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所をいう。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、福岡県内に所在する障がい福祉サービス等の事業を行う者（以下「事業者」という。）が次の事業に要する費用のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）を対象とする。

(1) 障がい福祉慰労金事業

通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障がい者施設等、訪問系サービス事業所、相談系サービス事業所、重度障害者等包括支援事業所又は地域生活支援事業の事業者に通算して10日以上勤務し、利用者と接する職員に対する慰労金の支給

(2) 感染症対策を徹底した上での障がい福祉サービス提供支援事業

令和2年4月1日以降、障がい福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障がい福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費の助成

(3) 利用者への再開支援への助成事業

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費の助成

(4) 環境整備への助成事業

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所が「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用の助成

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合

イ 暴力団員が実質的に運営している場合

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

3 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、第1項(1)の事業については令和2年2月20日から令和2年6月30日まで、同項(2)、(3)及び(4)の事業については令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算出された額に、  
1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別添に定める基準額と別表1第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付条件)

第6条 補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（開設者が地方公共団体又は地方独立行政法人以外の事業者（以下「民間事業者」という。）にあっては30万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 民間事業者が締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項（1）の支給対象者で、事業の廃止等により事業者からの申請により難しい場合は、別途示す様式で支給対象者から申請することができる。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金(変更)交付決定通知書(様式第2号)により事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(変更申請手続)

第9条 事業者は、この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金(変更)交付決定通知書(様式第2号)により事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、事業者が第4条第2項に規定する団体であることが判明した場合、第6条に規定する条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(概算払)

第11条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。この場合、交付申請書が概算払い請求書を兼ねるものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に係る実績報告書(様式第4号)を事業完了後1か月を経過する日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この交付要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表1（第5条関係）

1 事業種別	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 障害福祉慰労金事業	慰労金、賃金、報酬、役務費（通信運搬費、手数料）	10分の10
(2) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10
(3) 利用者への再開支援への助成事業	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	10分の10
(4) 環境整備への助成事業	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	10分の10

別添

障害福祉慰労金事業（交付要綱第4条第1項（1）関係）		
支給対象者	通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障がい者施設等、訪問系サービス事業所、相談系サービス事業所、重度障害者等包括支援事業所及び障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者に通算して10日以上勤務し、利用者と接する職員に対する慰労金の支給	
基準額	1 20万円	利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員 ①訪問系サービス事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 ②その他の支給対象施設・事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該施設・事業所で勤務した職員
	2 5万円	上記以外で支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員
備考	※1 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。 ※2 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員であれば、派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても対象に含まれる。 ※3 慰労金の支給は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。	

事業メニュー		感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 （交付要綱第4条第1項（2）関係）		利用者への再開支援への助成事業 （交付要綱第4条第1項（3）関係）	環境整備への助成事業 （交付要綱第4条第1項（4）関係）
対象事業者		令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障がい福祉サービス等を提供するために必要なかかり増し経費が発生した障がい福祉サービス施設・事業所等		令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所
サービス種類		①感染対策徹底支援		②多機能型簡易居室設置	
		基準額			
通所系サービス事業所	1 療養介護	2,374千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	2 生活介護	757千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	3 自立訓練（機能訓練）	346千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	4 自立訓練（生活訓練）	273千円／事業所	3,000千円／事業所 ※宿泊型のみ	2千円／利用者	200千円／事業所
	5 就労移行支援	265千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	6 就労継続支援A型	335千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	7 就労継続支援B型	353千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	8 就労定着支援	52千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	9 自立生活援助	27千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	10 児童発達支援	380千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	11 医療型児童発達支援	240千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	12 放課後等デイサービス	360千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
短期入所サービス事業所	13 短期入所	204千円／事業所	3,000千円／事業所	2千円／利用者	200千円／事業所
障がい者施設等	14 施設入所支援	1,215千円／施設	3,000千円／施設	—	—
	15 GH（介護サービス包括型）	402千円／事業所	3,000千円／事業所	—	—
	16 GH（日中サービス支援型）	358千円／事業所	3,000千円／事業所	—	—
	17 GH（外部サービス利用型）	180千円／事業所	3,000千円／事業所	—	—
	18 福祉型障がい児入所施設	1,182千円／施設	3,000千円／施設	—	—
訪問系サービス事業所	19 医療型障がい児入所施設	635千円／施設	3,000千円／施設	—	—
	20 居宅介護	115千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	21 重度訪問介護	188千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	22 同行援護	65千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	23 行動援護	115千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	46千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	25 保育所等訪問支援	38千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
相談系サービス事業所	26 計画相談支援事業	60千円／事業所	—	1.5千円／利用者	200千円／事業所
	27 地域移行支援	44千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
	28 地域定着支援	46千円／事業所	—	—	—
	29 障がい児相談支援	44千円／事業所	—	2.5千円／利用者	200千円／事業所
対象経費の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用</li> <li>外部専門家等による研修の実施に要する費用</li> <li>（研修受講等に要する）旅費、宿泊費等</li> <li>感染防止を徹底するための面会室の改修費</li> <li>建物内外の消毒費用・清掃費用</li> <li>感染防止のための増員のため発生する追加的人件費</li> <li>感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料</li> <li>自動車の購入又はリース費用</li> <li>タブレット等のICT機器の購入又はリース費用</li> <li>普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料</li> <li>普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用</li> <li>居宅介護職員による同行指導への謝金</li> <li>居宅介護職員による同行指導への謝金</li> <li>医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>長机、飛沫防止パネルの購入費</li> <li>換気設備の購入及び設置に要する経費</li> <li>電動自転車等の購入又はリース費用</li> <li>タブレット等のICT機器の購入又はリース費用</li> <li>感染防止のため内装改修費</li> </ul>		
備考	<p>※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。</p> <p>※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。</p> <p>※3 対象経費の例は、かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。</p> <p>※4 「感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」の実施にあたっては利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。</p> <p>※5 「利用者への再開支援への助成事業」の実施にあたっては、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。なお、取組内容は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者（当該事業所を利用していった利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない者）に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。</p> <p>(2) 在宅サービス事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。</li> <li>「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。</li> <li>「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。</li> </ul>				

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る  
交付申請書

法人名  
役職・代表者名 印

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額 円

（内訳）

- |  |   |
|--|---|
| 1. 障害福祉慰労金事業                                   |   |
| 2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く） | 円 |
| 2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る） | 円 |
| 3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 円 |
| 4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業        | 円 |

（添付書類）

- 1 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 3 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金  
（変更）交付決定通知書

名称

年 月 日付けで申請のあった福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第4条及び福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条（9条）の規定に基づき、次のとおり交付することを決定したので、通知します。

年 月 日

福岡県知事

1 交付決定額

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| （1）障害福祉慰労金事業                   | 円 |
| （2）感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 | 円 |
| （3）利用者への再開支援への助成事業             | 円 |
| （4）環境整備への助成事業                  | 円 |

2 交付決定の内容

この補助金の交付の対象となる事業は、要綱第4条に定める事業とし、その内容は当該補助金の交付申請書記載のとおりとする。

3 交付の条件

この補助金は規則及び要綱の適用を受けるものとする。



様式第3号（第9条関係）

福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金  
変更交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
法人名  
代表者役職名  
代表者氏名 印

このことについて、福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記により補助金を変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金変更後所要額 円  
既交付決定額 円（差引申請額 円）
- 3 添付書類  
別紙のとおり

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る  
実績報告書

法人名  
役職・代表者名 印

標記について、次により関係書類を添えて報告する。

精算額 円

（内訳）

1. 障害福祉慰労金事業
- 2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く） 円
- 2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る） 円
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業 円
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業 円

（添付書類） 県が別に定める

※国の通知等により、今後変更になる場合があります。